

注意事項

1. 入札の取消し

インターネット公売は国税徴収法などの規定にのっとり平川市が執行する公売手続きの一部です。公売参加者などが国税徴収法第108条第1項に掲げる行為をしたとき、執行機関は入札をなかったことにするなどの処分を行うことがあります。

当該処分を受けた公売参加者などは、以後2年間、平川市の実施する公売に参加することまたは代理人となることはできません。

また、処分を受けた公売参加者などの納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は没収し、返還しません。

2. 落札者(最高価申込者)決定後、公売保証金が返還される場合

(1) 買受代金が納付されるまでに公売財産にかかる差押徴収金(市税など)の完納の事実が証明された場合、財産を買い受けることができません。

この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。

(2) 落札者が買受代金の納付期限前に滞納者などから不服申し立てなどがあった場合、公売の手続きは停止します。

手続きの停止中は、落札者は買い受けを辞退できます。

この場合公売保証金は全額返還されます。

3. 危険負担の移転

買受代金を納付した時点で買受人に危険負担が移転します。

したがって、その後に発生した財産の破損、盗難および焼失による損害は、買受人が負う事になります。

4. 瑕疵(かし)担保責任

公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、現所有者および平川市には担保責任は生じません。

5. 引き渡し条件

公売財産は、買受者が買受代金を納付した時点の状況で引き渡します。

6. 引き渡し義務

(1) 「売却決定通知書」を保管人に提示して引き渡しを受ける場合、執行機関は「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により公売財産の引き渡しを行います。

落札者は「売却決定通知書」を保管人に提示して引き渡しを受けてください。

当該保管人が現実の引渡しを拒否しても平川市は現実の引き渡しを行う義務を負いません。

(2) 公売物件が不動産の場合、平川市は買受者への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引き渡しの義務を負いません。

公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引き渡しなどは、すべて落札者自身で行ってください。

また、隣地との境界確定は、落札者と隣地所有者との間で行ってください。

7. 返品・交換

落札された公売財産はいかなる理由があっても、返品、交換できません。

8. 保管費用

買受代金納付時に公売財産の引き渡しを受けない場合、保管費用がかかる場合があります。